平成２９年第１回臨時会

江東区教育委員会会議録

平成２９年２月１０日（金）

江東区教育委員会

平成２９年第１回江東区教育委員会定例会会議録

１　開会年月日　　平成２９年２月１０日（金）午前１０時００分

２　閉会年月日　　平成２９年２月１０日（金）午前１１時２９分

３　開会場所　　江東区役所

４　出席委員　　眞貝裕利子（委員長）、進藤孝、松江恒治、橋本俊雄
岩佐哲男（教育長）

５　欠席委員　　なし

６　出席職員　　石川教育委員会事務局次長、寺内教育委員会事務局参事
杉田庶務課長、太田学校施設課長、青木整備担当課長
梅村学務課長、本多指導室長、小坂学校支援課長
遠藤放課後支援課長、保谷江東図書館長

７　議事案件

議案第１号　平成２８年度江東区一般会計補正予算（第４号）
議案第２号　平成２９年度江東区一般会計予算
議案第３号　江東区立学校設置条例の一部を改正する条例
議案第４号　議決を得た契約の契約変更について
議案第５号　江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第６号　江東区学童クラブ条例の一部を改正する条例

８　報告事項

（１）江東区立（仮称）第二有明小・中学校の開校に向けた考え方（最終案）について
（２）平成２９年度学校用務業務等委託事業者の選定結果について
（３）第８回中学生「東京駅伝」大会の結果について（速報値）
（４）大島六丁目学童クラブ・北砂七丁目学童クラブの廃止について

９　協議事項

（１）通学区域の変更について

１０　審議概要

眞貝委員長　　皆さん、おはようございます。ただいまより平成２９年第１回江東区教育委員会臨時会を開会いたします。
本日の会議録署名委員をご指名いたします。

橋本委員、進藤委員をご指名いたします。

眞貝委員長　それでは、審議に入ります。

日程第１　議案第１号平成２８年度江東区一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

事務局次長。

石川事務局次長　議案第１号平成２８年度江東区一般会計補正予算（第４号）、上記の議案を提出する。平成２９年２月１０日、提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、本案を提出します。

眞貝委員長　庶務課長。

杉田庶務課長　それでは、私から議案第１号について説明いたします。資料１、平成２８年度江東区一般会計補正予算（第４号）をごらん願います。

１枚おめくりいただきまして、１ページの１、平成２８年度江東区一般会計補正予算（第４号）総括をごらんください。こちらは本区全体の歳入歳出についての総括であります。左の表一番下の歳入合計欄及び右の表一番下の歳出号欄にありますとおり、区全体の補正額は３９億６，５００万円の増額で、補正前の額に対して２．１％の増となっております。

左の表の歳入の款別内訳をごらんください。歳入増の主なものは第３款特別区交付金で、内容は特別区財政調整交付金の増額であります。また、歳入減の主なものは第１８款繰入金で、主な内容は財政調整基金繰入金の減額であります。

右の表に記載されている歳出の款別内訳をごらんください。歳出増の主なものは第２款総務費で、公共施設建設基金積立金の増額が主な内容となっております。歳出減の主なものは第３款民生費で、保育費の新制度移行化事業や生活保護事業の減額が主な内容となっております。

続きまして、２ページの２、教育委員会事務局（１）歳入歳出予算総括をごらんください。こちらは教育委員会事務局が所管する歳入及び歳出について、それぞれの款、項、目の補正額を記載した総括でございます。

左の表の一番下の歳入合計欄及び右の表一番下の歳出合計欄に記載のとおり、教育委員会事務局所管の補正額は２４億５，４５７万８，０００円で、補正前の額に対し９．０％の増となっております。

次に、歳入について主な内容をご説明申し上げます。１枚おめくりいただき、３ページの（２）歳入事項別明細書をごらんください。順にご説明いたします。

第１２款分担金及び負担金は、学童クラブ利用者負担金の減額、きっずクラブ利用者負担金の増額によるものであります。

その次、第１３款使用料及び手数料は、豊洲西小学校地域開放施設使用料及び幼稚園保育料の減額によるものであります。

第１４款国庫支出金は、学校施設環境改善交付金の減額が主なものであります。

第１５款都支出は、私立幼稚園保護者負担軽減費補助金、教育指導費委託金の減額が主なものであります。

続いて、歳出について主な内容を申し上げます。少し飛びますが、６ページの（３）歳出事項別明細書をごらんください。第７款教育費、第１項教育総務費は、３７億２，７９２万２，０００円の増額であります。

第２目事務局費、右説明欄中段の事業２、学校施設改築等基金積立金は、財調措置額及び債券運用収入等の補正額を積み立てるなどで４１億６，６１７万円を増額するものであります。

右説明欄下段の事業１、小中一貫教育導入準備事業は、（仮称）第二有明小・中学校における一貫教育導入の準備を進めるために要した経費です。こちらは当初で予算をつけておりましたけれども、いろんな費目に分かれておりまして、かかった費用を明確にわかるようにそこが

ということで、事業を新たにつくりまして、ここにまとめたものでございます。

１枚おめくりいただき、７ページをごらんください。第４目教育委員会費の減額は、契約差金の減等が主な内容であります。

第５目放課後支援費の減額は、右説明欄下段の事業１、放課後子どもプラン事業及び、８ページになりますが、事業７、学童クラブ管理運営事業における非常勤職員報酬の実績減が主な内容であります。

第６目放課後支援施設建設費は、右説明欄上段の事業４、きっずクラブ臨海改修事業における契約差金の減額等が主な内容であります。

１枚おめくりいただきまして９ページをお開き願います。第２項小学校費は、６億８，０５４万４，０００円の減額であります。

第１目学校管理費は、右説明欄上段の事業１、給与費及び旅費の減額が主な内容であります。

第２目教育振興費は、右説明欄下段の事業１、小学校就学援助事業における支給対象者数の減、第３目学校給食費は調理要員等の契約差金の減、第４目学校保健費は委託業務の実績減が主な内容であります。

１０ページをごらんください。第５目学校施設建設費は、右説明欄中段の事業１１、小学校大規模改修事業における起工差金、契約差金の減額等が主な内容であります。

１枚おめくりいただきまして１１ページをお開き願います。第３項中学校費は３億４，１５４万３，０００円の増額であります。

第１目学校管理費は、右説明欄上段の事業１、中学校管理運営事業に

おける光熱水費の減及び事業３、中学校コンピューター教育推進事業における校内ＬＡＮ構築委託料の契約差金の減が主な内容であります。

第２目教育振興費、第３目学校給食費及び第４目学校保健費の内容は、小学校費とほぼ同様でございます。

１２ページをごらんください。第５目学校施設建設費は、右説明欄の事業２、中学校大規模改修事業における起工差金、契約差金の減額が主な内容であります。

１枚おめくりいただきまして１３ページをお開き願います。第４項校外施設費は２，６６４万３，０００円の減額であります。

第１目校外施設管理費は、右説明欄上段の事業２、富士見高原学園管理運営事業における工事請負費の起工差金、契約差金の減額が主な内容であります。

１４ページをごらんください。第５項幼稚園費は１億６，２６７万９，０００円の減額であります。

第１目幼稚園管理費は、右説明欄上段の事業２、私立幼稚園等運営費扶助事業における私立幼稚園等への施設型給付費の実質的減が主な内容であります。

第２目幼稚園施設建設費は、右説明欄の事業１、幼稚園大規模改修事業における起工差金、契約差金の減額が主な内容であります。

１枚おめくりいただき、１５ページをお開き願います。最後のページでございます。第６項社会教育費は６，１９３万５，０００円の減額であります。

第１目社会教育費総務費は、右説明欄上段の事業１、給与費及び旅費の減額によるものです。

第２目図書館費は、右説明欄上段の事業１、図書館管理運営事業における契約差金の減額が主な内容であります。

以上、教育委員会事務局関係の補正予算の説明を終わります。

以上です。

眞貝委員長　　本案について質疑に入ります。

松江委員。

松江委員　　１点伺いますけれども、２ページで教育費、約９，７００万円の減額補正になっています。補正前の額が約２７億円ですから、大幅な減額だと思うんです。それで、財源は特定財源ということですけれども、これはほかの事業に充てるつもりで組んだものが約９，７００万円減になったということでしょうか。その事業については減額があっても支障がないのかどうか、そこのところを伺いたいと思います。

眞貝委員長　　庶務課長。

杉田庶務課長　　教育委員会事務局全体の補正額は、恐れ入ります、そのページの一番下の欄を見ていただきますと、歳入歳出ともに２４億５，４５７万８，０００円の増でございます。補正前の額に対して９．０％の増です。今、松江委員がおっしゃったのは、一番上の教育費の欄の特定財源のところをおっしゃられたと思うんですけれども、全体としては２４億円余の増額になってございます。特定財源の一番大きいのは、学校施設建設費の減額になっているものです。

太田学校施設課長　　特定財源の減額している部分は学校施設関係の工事関係が主でございますので、それの説明が今、庶務課長からるるありましたように、主には国の交付金の減額ということでございますので、工事に支障が出ることはございません。

眞貝委員長　　松江委員よろしいでしょうか。

松江委員　　はい。ちなみに出どころはどこですか、これは。財源は。

太田学校施設課長　　出どころは、学校建設の財源として組んでいた小学校の大規模改修の国からの交付金が、国の予算の関係で出なかったということです。

眞貝委員長　　よろしいですか。そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

眞貝委員長　　それでは、お諮りいたします。日程第１について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

眞貝委員長　　ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

続きまして、日程第２　議案第２号平成２９年度江東区一般会計予算を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

事務局次長。

石川事務局次長　　議案第２号平成２９年度江東区一般会計予算、上記の議案を提出する。平成２９年２月１０日、提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、本案を提出いたします。

それでは、この議案第２号平成２９年度江東区一般会計予算について

ご説明申し上げます。

まず、本区全体の予算編成について簡単にご説明いたします。本区の歳入環境でございますけれども、法人住民税の国税化など、税源の偏在是正というものを狙った国の税制改正や景気変動の影響を受けやすいものでございまして、引き続き予断を許さない状況であるということでございますが、特別区税や特別区交付金が人口の増加、そして景気回復等の影響によって増加傾向にございます。

本区は、４年後に迫りました２０２０年東京オリンピック・パラリンピックにおきまして、競技施設数は都内最多ということでもあり、その中心地となってございます。開催に向けた準備や５０万人都市としての行政需要への対応など未来の江東づくりへの正念場となっており、区民の負託にスピード感を持って支えていく必要があると考えてございます。

これらを踏まえまして、平成２９年度予算はオリンピック・パラリンピックの開催など、チャレンジスピリットを持って時代の潮流を捉えた新たな施策を推進し、夢の実現に向かって区民とともに前進をしていく予算、「夢へカウントダウン　新たなステージへのチャレンジ予算」として編成をされてございます。

続きまして、平成２９年度江東区一般会計予算の概要についてご説明を申し上げます。恐れ入ります、資料２－１、横型の資料ですけれども、この資料を１枚おめくりいただきまして１ページ、１、平成２９年度江東区一般会計予算総括、この表をごらんいただきたいと思います。

左の表の一番下、歳入合計欄及び右表の一番下の歳出合計欄に記載のとおり、平成２９年度の一般会計予算は総額１，９９６億４，２００万円、前年度比１１０億４００万円、５．８％の増となってございます。

左の表の歳入の款別内訳をごらんいただきたいと思います。第３款特別区交付金は構成比２８．６％で第１位、以下、第１款特別区税２５．１％、第１４款国庫支出金１６．６％の順となってございます。

右表です。歳出の款別内訳をごらんいただきたいと思います。第３款民生費は構成比４４．４％と最も多いものでございまして、続きまして第７款教育費１９．６％、第２款総務費１２．２％の順となっております。

第７款教育費の部分をごらんいただきたいと思います。教育関係の予算歳出の総額でございますが、３９１億８，１２５万３，０００円でございまして、前年度比１２０億８，９２５万２，０００円、４４．６％の増でございます。

次に、平成２９年度の教育関係予算歳出についての要点につきまして、簡単にご説明いたしたいと思います。

まず、１点目は学校の新築・増築についてです。南部地域の急激な人口増に対応するため、平成２９年度竣工に向けまして（仮称）第二有明小・中学校の整備を着実に進めてまいりますとともに、開校にあわせ９年間の一貫した学びの充実を目指し、小中一貫教育の導入を進めてまい

ります。２９年度のこの件に係る事業費は１０８億９，５６１万円となってございます。

また、平久小学校及び扇橋小学校におきまして、児童数増加に伴う教室不足解消のため、平成３１年度竣工に向けまして校舎の暫定増築を実施いたします。平成２９年度の所要経費でございますけれども、実施設計に係る経費としまして平久小学校が３，３４５万円、扇橋小学校が３，４０２万円となっております。

２点目は、学習内容の充実についてです。新たな取り組みといたしまして、中学生の夢を応援するため部活動にアスリートを招くほか、パナソニックセンター東京を活用しましたオリンピック・パラリンピック教育を推進してまいります。これはオリンピック・パラリンピック教育推進事業という形になってございまして、これらに係る所要経費につきましては２，０２３万４，０００円となっております。

また、ＩＣＴ機器を活用した視覚的にわかりやすい授業を実施するため、区立の小中学校に校内無線ＬＡＮを整備するとともにタブレット端末を授業等に導入し、児童生徒の学習意欲の向上を図ってまいります。アクセスポイントにつきましては各校１４カ所、タブレット端末は１校当たり４５台の導入を予定しており、所要経費につきましては小学校が１億５，６３５万９，０００円、中学校につきましては７，９９１万７，０００円となっております。

３点目は、特別支援教育の充実についてです。ＡＤＨＤ、ＬＤ児童のための学習支援員を小中全体で１０名増員いたします。

また、就学相談アドバイザーを増員いたします。そして、平成３０年度開設予定でございます第五大島小学校に知的障害固定学級の開設準備をいたします。これらに係る所要経費が１，４２２万６，０００円となってございます。

４点目、放課後子どもプランの着実な実施についてです。江東きっずクラブを平成２９年度新たに小学校６校で開設いたします。このことによりまして既存校の小学校４５校全校で実施することになります。この６校増設に係る所要経費が２億１，９４０万７，０００円となってございます。

最後、５点目は図書館管理運営事業です。２９年度につきましては利用者の利便性を向上させるため、１０月から江東図書館で月２回の月曜開館を試行的に実施いたします。この事業に係る所要経費は３１２万７，０００円となっております。

また、教育委員会事務局における行財政改革関連における事務事業の見直しにつきましては、区立学童クラブの民間委託化、学校用務の民間委託及び警備機械化の推進を図ってまいります。

続きまして、資料２－１の２ページですけれども、２、教育委員会事務局（１）歳入歳出予算総括の表をごらんいただきたいと思います。こ

れは教育委員会事務局が所管いたします予算の歳入及び歳出につきまして、それぞれの款、項、目の予算額を記載した総括表となっております。歳入につきまして増減の主なものをご説明申し上げます。

１枚おめくりください。３ページの（２）歳入事項別明細書をごらんいただきたいと思います。第１２款分担金及び負担金は１億４，５７８万円で、前年度比４９０万５，０００円の減となっております。これは学童クラブ利用者負担金の減が主な内容となっております。

次、第１３款使用料及び手数料は１億６，８５２万３，０００円で、前年度比２１７万９，０００円の減となっております。これは主に幼稚園保育料の減によるものであります。

第１４款国庫支出金は７億１，４６０万８，０００円で、前年度比２億９，２６２万７，０００円の増となっており、これは義務教育施設整備費負担金の増が主な内容であります。

４ページをごらんいただきたいと思います。第１５款都支出金は４億３，７３２万７，０００円で、前年度比４，９６５万円の減となっております。これは公立学校施設校内ＬＡＮ整備工事支援事業補助金の皆減が主な内容であります。

以上が歳入の増減の主なものでございます。

続きまして、歳出につきまして主な内容を順次ご説明申し上げます。１枚おめくりいただきまして６ページをお開き願います。（３）の歳出事項別明細書でございます。

第７款教育費、第１項教育総務費は１０４億５，９７９万５，０００円で、前年度比３１億３，５３５万７，０００円、４２．８％の増となっております。

１枚おめくりいただきまして、７ページをごらんいただきたいと思います。第２目事務局費、説明欄下段の事業１、学校支援地域本部事業は、地域住民が学校の教育活動を支援するための組織に対する助成を行うものであります。２９年度より新たに１３校、合計４３校で実施をいたします。

１枚おめくりいただきまして、１０ページをごらんいただきたいと思います。第３目教育指導費、右説明欄上段の事業３、外国人講師派遣事業は、平成２９年度より中学校における英語教育充実のため、外国人教師の派遣回数を拡充いたします。具体的には、中学校において１年生から３年生の英語活動を充実させるために年間１５時間増やしまして、１クラス３５時間の派遣というふうに予定をしてございます。あわせまして、中学校の特別支援学級につきましても新たに５時間派遣いたしまして、増加分の所要経費につきましては４，８５４万円を予定しております。

２枚おめくりいただきまして１３ページになります。右説明欄上段の事業４、幼小中連携教育事業は、小１プロブレム防止向けまして基本的

な生活リズムの質の定着等を図るため、小１支援員を配置するための経費であります。

その次、１４ページをごらんいただきたいと思います。第４目教育センター費、右説明欄上段の事業１、教育センター管理運営事業は、施設管理及び研修等を運営するための経費でございます。

第５目放課後支援費、右説明欄下段の事業１、放課後子どもプラン事業は、江東きっずクラブの管理運営に要する経費であります。

３枚おめくりいただきまして、２０ページをごらんいただきたいと思います。第２項小学校費は１６６億９，７１９万６，０００円で、前年度比５０億１，３５０万７，０００円、４２．９％の増となってございます。

第１目学校管理費、右説明欄上段の事業１、小学校管理運営事業は、小学校４５校、８０５学級、２万４，１９３名の児童に係る消耗品、光熱水費、備品購入費等の学校運営・維持に要する経費であります。

１枚おめくりください。２１ページをごらん願います。右説明欄下段の事業６、小学校校務情報通信環境管理事業は、地域への情報発信強化や東京オリンピック・パラリンピックに向けた「世界ともだちプロジェクト」への活用のため、ホームページを簡単に更新できるシステムを導入いたします。これはいわゆるＣＭＳ、コンテンツ・マネジメント・システムと呼ばれるもので、ホームページの作成実験でございます。これを導入いたしまして、各校の取り組みや魅力の発信、また教員の負担軽減を図ります。所要経費につきましては小学校１，４３８万６，０００円となってございます。

２２ページをごらんいただきたいと思います。下段の事業１、小学校校舎維持管理事業は、校舎等の維持管理に要する経費であります。２９年度は学校警備職員の退職不補充により機械警備校が１校増加するほか、学校用務職員の退職不補充により用務業務委託校が２校増加いたします。

１枚おめくりください。２３ページをごらんいただきたいと思います。第２目教育振興費は、就学が困難な児童の保護者に対して就学奨励、就学援助及び特別支援学級等の就学奨励に要する経費でございます。

第３目学校給食費、右説明欄下段の事業１、小学校給食運営事業は、給食用備品、消耗器材の購入及び調理業務の民間委託等に要する経費であります。

２４ページをごらんいただきたいと思います。第４目学校保健費、右説明欄上段の事業１、小学校保健衛生事業は、健康診断及び学校内の衛生検査等の保健活動を実施するための経費でございます。

第５目学校施設建設費は、小学校の整備、改修等に要する経費であります。

１枚おめくりいただきまして２５ページをお開き願います。右説明欄下段の事業１３、小学校大規模改修事業は、老朽化による校舎等の大規模改修を行うもので、２９年度は砂町小学校の実施設計及び川南小学校、

辰巳小学校、東陽小学校の大規模改修工事に要する経費を計上しております。なお、学校施設建設費に係る事業について一部債務負担行為をお願いしてございます。

１枚おめくりいただきまして２７ページをごらん願います。第３項中学校費は８８億５，１２０万円で、前年度比４２億５，２８９万９，０００円、９２．５％の増となっております。

第１目学校管理費、右説明欄上段の事業１、中学校管理運営事業は、小学校費と同様、中学校２３校、２６６学級、８，１６８名の生徒に係る学校運営・維持に要する経費であります。２９年度は学校図書館機能充実のため、学校司書をモデル校２校で試行実施をいたします。試行期間は平成２９年９月から平成３１年３月までの１年７カ月間とし、所要経費は１２１万５，０００円となってございます。

２８ページをごらん願います。第１目学校管理費、右説明欄下段の事業６、中学校校務情報通信環境管理事業は、先ほど小学校のところでご説明したホームページを簡単に更新できるシステム導入の経費でございます。これにつきましては、所要経費は７３５万３，０００円となっております。

１枚おめくりいただきまして、２９ページをごらんいただきたいと思います。右説明欄下段の事業１、中学校校舎維持管理事業は、小学校費と同様、校舎等の維持管理に要する経費であります。２９年度は業務委託実施校を２校増加いたします。

２９ページの第２目教育振興費から３０ページの第３目学校給食費、第４目学校保健費の内容は、小学校費とほぼ同様となってございます。

３１ページをお開き願います。第５目学校施設建設費は、中学校の整備改修等に要する経費であります。右説明欄下段の事業２、中学校大規模改修事業は、深川第四中学校の実施設計に要する経費であります。

３２ページをごらんいただきたいと思います。第４項校外施設費は５，４７２万９，０００円で、前年度比４，０６０万４，０００円、４２．６％の減であります。これは右説明欄事業１、日光高原学園管理運営事業及び事業２、富士見高原学園管理運営事業における工事請負費の減が主な内容となっております。

１枚おめくりいただきまして、３３ページをごらん願います。第５項幼稚園費は１５億５，３４４万６，０００円で、前年度比３億９，０８９万６，０００円、２０．１％の減となっております。

第１目幼稚園管理費、右説明欄中段の事業１、幼稚園管理運営事業は、区立幼稚園２０園、６９学級、１，７０８名の園児に係る幼稚園の運営維持に要する経費であります。

３４ページをごらん願います。右説明欄下段の事業１、園舎維持管理事業は、幼稚園舎等の維持管理に要する経費であります。２９年度は１園業務委託を実施いたします。

１枚おめくりください。３５ページをごらん願います。右説明欄上段の事業２、私立幼稚園等運営費扶助事業は、子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園等に対する施設型給付費の支給に要する経費であります。

第２目幼稚園施設建設費は、幼稚園施設の整備改修等に要する経費であります。右説明欄中段の事業１、幼稚園大規模改修事業は、枝川幼稚園、なでしこ幼稚園の実施設計に要する経費であります。

３６ページをごらんください。第６項社会教育費は１５億６，４８８万７，０００円で、前年度比１億１，８９８万９，０００円、８．２％の増となってございます。

第２目図書館費、右説明欄下段の事業１、図書館管理運営事業は、区立図書館の管理運営に要する経費であります。

１枚おめくりください。３７ページをごらん願います。第３目社会教育施設建設費は、亀戸図書館改修に要する経費であります。なお、資料２－２に主なレベルアップ事業等を一覧にいたしましたので、あわせてご参照願います。

以上、簡単でございますが、教育委員会事務局の平成２９年度予算の説明を終わります。

眞 貝 委 員 長　本案について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

眞 貝 委 員 長　それでは、お諮りいたします。日程第２について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

眞 貝 委 員 長　ご異議ございませんので、これを決定いたします。

続きまして、日程第３　議案第３号江東区立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案は、教育長の報告事項１、江東区立（仮称）第二有明小・中学校の開校に向けた考え方（最終案）についてと関連する議案となりますので、一括して説明を受けた後、審議いたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

眞 貝 委 員 長　ご異議ございませんので、日程第３　議案第３号江東区立学校設置条例の一部を改正する条例、報告事項１　江東区立（仮称）第二有明小・中学校の開校に向けた考え方（最終案）についてを一括して審議いたし

ます。
それでは、事務局より説明願います。
事務局次長。

石川事務局次長　議案第３号　江東区立学校設置条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出する。平成２９年２月１０日、提出者、江東区教育委員会。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、本案を提出いたします。

眞貝委員長　庶務課長

杉田庶務課長　それでは、私から説明をいたします。議案の説明の前に、まず（仮称）第二有明小・中学校開校に向けた考え方の最終案をご説明したいと思います。これまで何回か修正案をご説明してきたところですけれども、今回が最終案となります。
恐れ入ります、資料６－１をごらんください。開校に向けた考え方の概要版でございます。こちらは前回以降、内容に変更はございません。最終案ですので、内容をご確認いただきたいと思います。
まず一番上、小中一貫教育導入の必要性のところの２行目途中からですけれども、「現在の連携教育の成果をこどもたちの成長に確実につなげていくためには、現状のままではなく、より大きな成果が期待できる新たに制度化された“小中一貫教育”の導入を検討することが必要である。全小・中学校の魅力化を実現し、こどもたちの健全な育成に努めなければならない。」としております。
そして、その下、進め方のところで、（仮称）第二有明小・中学校を先行実施校として設置するとしております。
その下にピンクの枠で、概要としまして、９年間を見通した目標、教育課程を編成する、「６・３」制としつつ柔軟に対応する、小学校高学年段階からの教科担任制、英語教育の強化・充実や学校ＩＣＴの推進など、そして異年齢交流と小学校高学年段階からの部活動ということをお示ししております。そこに、左から教育委員会の支援ですとか、右のほうから学習連携、入学児童生徒への対応が加わります。
そして、その下に今後の方向性として、先行実施校の取り組み成果を受けて、全区展開に向けた取組を検討するとしまして、江東区教育施策大綱・教育ビジョンの実現を目指すとしております。
次に、資料６－２をごらんください。こちらが本文でございますが、前回以降２点の修正がございます。１点目が、５ページの下のほうから学校運営の項目がありますけれども、次の６ページの中ほどに（４）として、研究・研修の推進体系という項目を追加しました。こちらは１１月の外部有識者が入った検討委員会で、先生方の研究への支援・推進と

いう視点も必要ではないかというご意見をいただきまして、それを受けたものでございます。

それから、修正の２点目は、同じく６ページの下の（６）学校名称の決定方法ですけれども、これまでは決定方法だけを述べておりましたが、最終的に教育委員会で「江東区立有明西学園」とする案に決定したというふうに改めております。こちらも最終案ですので、全体の流れをご確認いただきたいと思います。

１ページにお戻りいただけますでしょうか。１ページからの第１章では、１、導入に向けた検討として、具体的背景や江東区の連携教育の成果と課題を述べた後、２ページのほうですけれども、義務教育学校として小中一貫教育を導入する効果と、３ページでは課題にも触れまして、その後、目指すべき方向としてさらなる連携教育を進めながら、３ページの下の（２）小中一貫教育の成果を全区に展開し、全校の魅力化を図り、「こどもたちがのびのびと育ち、責任感と未来を担う力をもつ人間に成長すること」を目指していくとしております。

４ページからの第２章、これは１の小中一貫教育の推進方法として、（仮称）第二有明小・中学校を先行実施校とすること。そして、２の取組方法として、９年間を見通した目標・教育課程など、先ほどの概要版の中で中央部に挙げておりました６点のうち、５点を挙げております。

５ページの下の３、学校運営では、教職員の体制ですとか施設管理体制、学級数の規模などを述べております。

７ページの４では、入学する児童生徒として通学区域、学校選択制度について述べ、その後、５として施設環境、８ページにいきまして、６として特別支援教育、７として学校図書館について記述をしております。

最後に、８ページからの第３章では、１の特色ある教育活動として英語教育の強化・充実、学校ＩＣＴの推進、そして特色ある部活動の推進を挙げ、２番として地域との連携、３、学校運営を向上する取組として区独自講師の配置や継続性のある特別支援教育、４、魅力ある学校施設として校舎の木質化・一部木構造化、最後１０ページになりますが、施設一体型だからこその異年齢交流の活性化、そして小中の教員が一つになり連携を図っていくこととなってございます。

以上、（仮称）第二有明小・中学校の開校に向けた考え方の最終案をご説明いたしました。

それでは、議案のご説明をいたします。議案第３号　学校設置条例の一部を改正する条例でございます。こちらは学校設置条例に義務教育学校を加え、新校の名称を江東区立有明西学園とすること、そして学校の位置を定めるものでございます。そして、付則において、学校施設を平成３０年１月１日とすることと、関連する施設整備について定めております。いずれも、これまで小中だけだったものに義務教育学校の文言を加えるものでございます。同様な内容を資料３と「して新旧対照表にし

ておりますので、そちらをごらんいただければと思います。

まず１ページ、学校設置条例ですが、その左側、現行では、２行目、「小学校及び中学校」となっているところを、右側の改正案では「小学校、中学校及び義務教育学校」としております。そして、下の別表のところに「３　義務教育学校」を加え、名称と一致して、３０年４月１日から施行するということを加えております。

２ページ、こちらは関連する条例ですけれども、学校施設使用条例、こちらにありますのは豊洲西小の地域開放プールの使用者の資格というところでございますが、「小学校第３学年以下の者」というところを「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の第３学年以下」という表現にしております。

３ページ、これは児童・高齢者総合施設条例、グランチャ東雲でございますが、こちらも同様に「小学校第３学年以下」のところに「義務教育学校の全課程を含む。」ということを加えています。

４ページ、学校施設改築等基金条例です。こちらも「小学校及び中学校」だったものが、「小学校、中学校及び義務教育学校」ということになっております。

最後、５ページですが、江東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例でございますが、題名を「江東区立小中学校」だったものを「江東区立学校」とし、第１条の中のほうで「江東区立小中学校」となっているものを「江東区立小学校、中学校及び義務教育学校」としております。

私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

眞 貝 委 員 長　　本案について質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

眞 貝 委 員 長　　最終案の３ページの（２）小中一貫教育の成果の展開というところで、「小中一貫教育の成果を全区に展開する」とありますけれども、これは行く行くは江東区は全ての学校を小中一貫にするという意味合いで書かれているんでしょうか。

庶務課長。

杉 田 庶 務 課 長　　こちらは前回のご説明のときに、Ａ３の資料の絵入りものを出してご説明したと思うんですけれども、それぞれの学校を小中一貫校にするというわけではなく、今回の小中一貫教育の導入によって得られた成果のいいところをほかの小中学校にも取り入れるということでございます。

眞 貝 委 員 長　　情報発信するということでしょうか。

杉田庶務課長　　そうですね。先生方の交流もあるでしょうし、研究の成果を広めていくということもあると思います。

眞貝委員長　　指導室長。

本多指導室長　　今、庶務課長から説明がありましたけれども、小中一貫教育を行っていく中で、例えば一貫教育全てが導入できるような学校の状況があるのであれば、取り入れていくことも可能でしょうし、またその他の学校ではカリキュラムのみを導入していくということも可能です。

また、例えば一貫教育を行っていく中でこどもたちの活動の中でよりよい活動が生まれてきた時に、小中学校別々でも取り入れることができれば取り入れていく。そういった一貫教育におけるさまざまな教育内容、システム等を、それぞれの学校の伝統でありますとか地域性もありますので、その学校の状況に応じて行っていくことを目指しております。全ての学校を一貫校にするわけではないということで、成果を区内に広げていくことを目指しております。

眞貝委員長　　全部の説明を受けて、私どもはそのように認識しておりますけれども、このことについては正しく理解していただけるようにしていくことが大切かと思います。

ほかによろしいですか。

進藤委員。

進藤委員　　義務教育学校というのは小中一貫教育のことを指していると思うんですけれども、これは当区では有明西学園のことを言うのでしょうか。これからできるもの、例えば施設内で統一された一貫校、あるいは施設が違うところの学校も義務教育学校法におけるところの義務教育学校なのかということなんですが、それを教えていただけますでしょうか。

眞貝委員長　　庶務課長。

杉田庶務課長　　義務教育学校は施設一体あるいは分離にかかわらず、校長先生が１人とか教職員組織が１人とか、要件が幾つかありますので、それを満たすものであって、形としては義務教育学校を実施するというふうになれば、ここが増えていくということになります。一方で、先ほど本多室長が言ったように、連携はしていくけれども、義務教育学校としては扱わないというものは、そのまま小学校、中学校のままということになるということです。

眞 貝 委 員 長　　よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

眞 貝 委 員 長　　それでは、お諮りいたします。日程第３について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

眞 貝 委 員 長　　ご異議ございませんので、これを決定するとともに本報告を終了いたします。

続きまして、日程第４　議案第４号議決を得た契約の契約変更についてを議題といたします。本案について事務局より説明願います。

次長。

石川事務局次長　　議案第４号　議決を経た契約の契約変更について。上記の議案を提出する。平成２９年２月１０日、提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の基づき、本案を提出いたします。

眞貝委員長　　学校施設課長。

太田学校施設課長　　私のほうから、現在、工事中であります第五大島小学校改築工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

変更理由といたしまして、２番に掲げさせていただきました。本案は、平成２８年第２回区議会定例会で議決を経た江東区立第五大島小学校改築工事請負契約において、当初の想定を超える土壌汚染並びに想定外の汚染地下水及び地中障害物の存在が判明したため、新たな追加工事が必要となりました。そのため、これらの追加工事に係る費用について増額変更を行うものでございます。

変更内容といたしましては、契約金額変更前の金額が２５億７，０４０万円のところ、変更後の金額２６億９，９４９万２，４００円、差額の１億２，９０９万２，４００円の増額でございます。

４番、工事変更の概要（１）汚染土及び汚染地下水処理工事ということで、その部分の変更金額が１億１，８０９万８，０００円の増額でございます。

裏のページを見てください。アといたしまして、鉛、六価クロム等を含む建設発生土約２，９００立方メートル。イ、砒素、六価クロム等を含む地下水約１，１００立方メートル。（２）地下障害物撤去工事といたしまして変更金額１，５７０万３，２００円の増額。内容はコンクリー

トがら、コンクリート杭等が４００立方メートル。（3）アスベストの処理工法の変更がございまして、この変更金額が４７０万8，８００円の減額でございます。当初の想定より低い発塵性のアスベストであったことによる工法変更ということでございます。

契約の相手方は、多田・今井・中島松男建設共同企業体でございます。

工期については、平成２８年6月２８日から平成３０年7月２０日。これは当初の工期と変更はございません。

なお、本件は、３月８日の企画総務委員会にて審議される予定でございます。

以上でございます。

眞 貝 委 員 長　　本案について質疑願います。

橋　本　委　員　　地中から汚染物質が出たということですが、もともとあった土質から出たということですよね。学校を取り壊す前から汚染物質があったということで認識していたほうがいいということでしょうか。

眞 貝 委 員 長　　学校施設課長。

太田学校施設課長　　この土地は、当初から六価クロムについては存在するということが地歴調査の中で明確になっておりまして、地域の方もそのことはよくご存じで、この辺一帯は六価クロムの土壌汚染があるということでございまして、東京都の環境局と事前に相談をしてきました。

そういう中で、六価クロムについては対応を考えていたところなんですけれども、調査を進めていくうちに新たに六価クロム以外の鉛、ヒ素、フッ素などの土壌汚染物質も確認され、このことから今回想定外という言葉を使わせてもらいました。現状の五大小につきましても当時から六価クロムはわかっておりましたので、封じ込めというやり方で土盛りして、しっかりと六価クロムの対策をしてきたところです。

なお、表層から出るということではなく、地中部分に六価クロムが混在するんだろうと。当時も六価クロムに対するいろんな還元方法がありまして、無害化の方法も当時のいろんな見識の中で、当時法律はなかったんですけれども、いろんな対策をとってきたところだったんです。それで、今回もかなりマークしてきたところでございました。こどもたちがいる間は調査ができないので、こどもたちを仮校舎のほうに移してから本格的調査を始めました。

調査結果は六価クロムについては実は濃度がかなり低くて、ほかの鉛などの濃度が思っていたより高かったという中で、どのように対処するかということをまた環境局とよく相談して、設計の方針を変えまして、今回のような形で処理をするということになりました。最終的には校庭

全部を封じ込めて、外に出す土については産業廃棄物処理をして、無害化してセメントの中に入れて、セメント工場がそれを処理するんですね。排出分についてはそういうふうに処理する。

それから、校庭についてはアスファルトにして、その上に人工芝、校舎部分は校舎自体で封じ込めをする。それ以外のところはコンクリートで固めたり、植栽部分については５０センチ以上の土盛りをして、その上に木を植えるなど、現状、最終的には全部封じ込めをするという形で今回の工事を行います。

また、地下水のことも資料に書いておきましたけれども、工事に伴って出る地下水についても処理をする必要がある。それは下水道法の処理になるんですけれども、希釈をして下水道の基準に合うところまで濃度を落として捨てるという形をとるために、設計の段階でなかったいろんな状況が出てきて、今回そういうことで契約をとらさせていただきました。

以上であります。ありがとうございます。

眞 貝 委 員 長　完全に除去されたということを調べるのは、違う業者とかになるんですか。

学校施設課長。

太田学校施設課長　完全に除去したわけではなくて、土壌汚染の対応の仕方は２通りありまして、ひとつは完全に処理する形のもの、法的にそういうふうにしなくてはいけない指定を受けた場合はそうするんですけれども、２つ目はここの場合で形質変更時要届出区域という、形質変更したときに届け出をする区域ということです。ここについては土を全部調べて、全部処理しなさいという地域ではなく、搬出する土についてはちゃんと処理をしなさい、ほかは封じ込めなさいという形質変更時要届出区域の指定を環境局から受けまして、それにのっとった処理をするということで処理の仕方を決めました。

なので、全部をしらみつぶしに調べて汚染土があったら、全部搬出しなければいけないという考えではなく、どこにあるかまでは全部は調べなかったんだけれども、搬出した土はちゃんと処理しなさい、あとは現地で封じ込めをしなさいという方針にして、このような形にさせていただきました。

以上でございます。ありがとうございます。

眞 貝 委 員 長　よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

眞 貝 委 員 長　　それでは、お諮りいたします。日程第４について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

眞貝委員長　　ご異議ございませんので、これを決定いたします。

続きまして、日程第５　議案第５号江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

次長。

石川事務局次長　　議案第５号　江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。上記の議案を提出する。平成２９年２月１０日、提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、本案を提出いたします。

眞 貝 委 員 長　　指導室長。

本多指導室長　　それでは、日程第５　議案第５号江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う一部の改正となります。資料４、新旧対照表をごらんください。

第１１条は、育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限についてであります。

第１項については、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第２条第１項において、この範囲が①特別養子縁組の成立に係る看護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ職員が養子縁組によって親となることを希望している子、③養子縁組を希望する職員に対し、養育里親として児童相談所から委託された子にまで拡大されたことに伴い、育児を行う職員の深夜勤務の制限に係るこの範囲にこの３点を加え、拡大いたします。

第２項については、介護を行う職員の深夜勤務の制限における要介護者の範囲を、配偶者または二親等以内の親族から配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他教育委員会規則で定める者へ改めます。

その他教育委員会規則で定める者とは、祖父母、兄弟・姉妹、孫、職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子になります。

現在、介護を行う職員の深夜勤務の制限における要介護者の範囲と、介護休暇における要介護者の範囲が異なる状況となっているため、要介護者の範囲を統一するための規定整備を行います。

また、条例第１１条第１項の改正に伴い文言整理を行います。

第１１条の２は、３歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限についてであります。

第２項においては、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第６１条第２０項において準用する同条第１９項の規定制限に伴い、今まで対象とされていなかった要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限の規定を追加いたしました。

続きまして、第１８条の２でございます。こちらは介護時間についてであります。職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、１日の勤務時間の一部について勤務しないこととする介護時間を新設いたします。

介護時間に関し、その期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めますが、具体的には連続する３年の期間内において、正規の勤務時間の初めまたは終わりに、１日につき２時間を超えない範囲で３０分を単位として取得することが可能になります。

この条例は、付則第１項において公布の日を施行日と定めております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

眞貝委員長　本案について質疑願います。

松江委員。

松江委員　法律の改正による条例改正ですから、これはそのまま受けるということにしたいと思いますけれども、今、指導室長の説明の中で深夜勤務という言葉が何回か出てまいりました。幼稚園の教育職員の勤務時間等について今議論しているわけですけれども、幼稚園教育職員の業務の中で深夜勤務というのは具体的にどんな場合が考えられるのかということを説明いただきたいと思います。

眞貝委員長　指導室長。

本多指導室長　基本的には深夜勤務をさせるという状況はございません。区長部局の改正にあわせて教育委員会で所管する幼稚園の職員についても変更するということであります。

以上です。

眞貝委員長　よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

眞 貝 委 員 長　それでは、お諮りいたします。日程第５について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

眞 貝 委 員 長　ご異議ございませんので、これを決定いたします。

続きまして、日程第６　議案第６号江東区学童クラブ条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案は、教育長の報告事項４　大島六丁目学童クラブ・北砂七丁目学童クラブの廃止についてと関連する議案となりますので、一括して説明を受けた後、審議いたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

眞 貝 委 員 長　ご異議ございませんので、日程第６　議案第６号江東区学童クラブ条例の一部を改正する条例、報告事項４　大島六丁目学童クラブ・北砂七丁目学童クラブの廃止についてを一括して審議いたします。それでは、事務局よりご説明願います。

次長。

石川事務局次長　議案第６号　江東区学童クラブ条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出する。平成２９年２月１０日、提出者、江東区教育委員会。

地方自治法第１８０条の２の規定に基づき、本案を提出いたします。

眞 貝 委 員 長　放課後支援課長。

遠藤放課後支援課長　では、議案第６号　江東区学童クラブ条例の一部を改正する条例についてと、報告事項４　大島六丁目学童クラブ・北砂七丁目学童クラブの廃止についてをまとめてご説明いたします。

お手数ですが、まず資料９、大島六丁目学童クラブ・北砂七丁目学童クラブの廃止についてをごらん願います。

大島六丁目学童クラブにおきましては、入会児童の全員が在籍する第二亀戸小学校で江東きっずクラブが開設されたことにより、平成２８年度より休止しておりました。北砂七丁目学童クラブにおきましては、近隣の小学校内に江東きっずクラブが開設したことにより児童数が減少し、平成２３年度より運営を休止しておりました。

この２施設に関しましては、近隣のきっずクラブや、他の学童クラブでサービスが提供できることにより、再開が見込まれないため廃止とい

たします。

お手数ですが、資料５、江東区学童クラブ条例新旧対照表にお戻り願います。本案は、別表（第２条関係）で学童クラブの実施クラブを規定しておりますが、先に説明させていただきましたとおり、休止中であり、今後も再開の見込みのない大島六丁目学童クラブと北砂七丁目学童クラブを別表から削除いたします。

私からの説明は以上でございます。

眞 貝 委 員 長　本案について質疑をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

眞 貝 委 員 長　それでは、お諮りいたします。日程第６について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

眞 貝 委 員 長　ご異議ございませんので、これを決定するとともに本報告も終了いたします。

これより教育長の報告に入ります。

報告事項２　平成２９年度学校用務業務等委託事業者の選定結果についてを事務局より説明願います。

庶務課長。

杉 田 庶 務 課 長　それでは、私から平成２９年度学校用務業務等委託事業者の選定結果についてご報告いたします。資料７をごらんください。

１の受託候補者・業務委託開始日でございます。選定の経過については２番以降でご説明しますけれども、１にあります表は選定の結果でございます。

用務業務は、地域の近い学校をグループにして委託し、３年ごとに改めて業者選定を行っております。表の中でアスタリスクのついている学校は、今回新規に委託する学校でございます。例えばＡグループは有明小中を２３年度から委託しておりまして、２６年度に改めて業者選定をし、今回また２９年度からも委託業者を選定するに当たって、新規に八名川小学校を加えたということになってございます。

新規委託の学校（園）につきましては、１１月の教育委員会でご報告をしております。また、今回平久小学校に併設の平久幼稚園で、幼稚園としては初めて業務を委託することになってございます。

結果として、Ａグループが株式会社アスク、Ｂグループが株式会社コムネットシステム、Ｃグループが高橋工業株式会社城東支店ということ

で、いずれも２９年４月１日から委託をいたします。

なお、表の下の備考２のところにありますように、今回の選定対象校を除いた委託校が小学校１７校、中学校８校、ここにあります学校ですけれども、こういう学校については毎年履行評価を実施しておりまして、委託の更新を了承しているところでございます。

それでは、次に２の選定方法でございます。教育委員会事務局内に、次長を委員長とする江東区学校用務業務等委託事業者選定委員会を設置しまして、関係課長と小・中・幼の校・園長代表の方にも入っていただきました。企画提案書等による第１次審査とプレゼンテーション、ヒアリングによる第２次審査を行い、２ページですけれども、１次審査を通した５者を対象に２次審査を実施して、１次、２次の合計評価点により、得点の高い上位３者を選定しました。その後、得点の高い事業者から順に、先ほどのＡ、Ｂ、Ｃの希望グループを割り当てたところでございます。

３の審査経過でございます。資料に記載のとおり、昨年１１月から計４回の選定委員会を経まして、２月３日に受託候補者を決定し、その後、結果を通知してございます。

４の選定理由でございます。Ａグループを委託する株式会社アスクですけれども、本区として委託をするのは今回が初めてでございますが、足立区のほうで１２校を受託しておりまして、十分な実績と高い信頼性がございます。今回の提案でも業務責任者・従事者の配置が適正であり、研修体制も充実しておりまして、児童生徒の安全対策を最優先に挙げるなど、総合評価で高い得点を得ました。

次に、Ｂグループを委託する株式会社コムネットシステムですが、こちらは平成２４年度から本区の用務業務を受託しておりまして、現在１３校で業務を行っております。十分な実績、ノウハウがございます。今回の提案でも学校にかかわる全ての方々に喜んでいただくという姿勢、高い意欲を示しておりまして、欠員や学校行事等での十分な応援体制、外部監査を行うなど業務を適正に執行する体制がありまして、総合評価で最高得点を得たところでございます。

続きまして、Ｃグループを委託する高橋工業株式会社城東支店ですが、こちらは２６年度から本区の用務業務を受託しておりまして、現在１３校で業務を行っております。こちらは他区でも３１校を受託しているところです。今回の提案でも学校づくり・まちづくりの一翼を担う姿勢、高い意欲を示しておりまして、十分な応援体制があり、社内コンプライアンス体制が整っているということで、総合評価で高得点を得ております。

次に、５の評価表でございます。第１次審査では、評価項目は表に記載の１０項目、一覧にしてございます。右端の配点のように項目によって少しウエートを書いておりまして、１人３００点掛ける１０人の委員

で３，０００点満点としております。

４ページですが、第２次審査のほうも項目は基本的に同じでございますが、一番下のその他のところで江東区の教育に対する理解などの配点を高めに設定しております。こちらも１人３００点で、３，０００点満点でございます。

６番が選考結果でございまして、獲得点数を表にしております。１１社の応募がございまして、１次審査が３，０００点満点でごらんの点数となり、上位５社が２次審査に進みました。２次審査の得点も合計した総合得点の高い順に３社を選定したところでございます。得点順としましてはコムネット、高橋工業、アスクとなっておりまして、希望グループを割り当てて、最初の１ページにある結果となったところでございます。今後４月に向け、引き継ぎなどがスムーズに行われるように、庶務課としてもしっかりしていきたいと考えております。

以上でございます。

眞 貝 委 員 長　　本件について質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

眞 貝 委 員 長　　用務業務という仕事の具体的な内容としてはどういうものでしょうか。

庶務課長。

杉田庶務課長　　もともとは学校の用務の職員がやっていた清掃などになります。

眞 貝 委 員 長　　シルバー人材センターの方ですよね。

杉田庶務課長　　シルバーさんは警備のほうで入っていただいています。あとは交差点に立っていただく人はシルバーにお願いしております。

眞 貝 委 員 長　　よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

眞 貝 委 員 長　　それでは、本案を終了いたします。

続きまして、報告事項３　第８回中学生「東京駅伝」大会の結果について（速報値）を説明願います。

学校支援課長。

小坂学校支援課長　　では、第８回中学生「東京駅伝」大会について速報をお伝えいたします。資料８をごらんください。

先日２月５日（日曜日）に午前、午後と、そちらに記載のありますように東京駅伝が実施されまして、各中学校から選抜された中学校２年生の生徒が参加いたしました。当日は、中学校の校長をはじめ先生方、出場選手の保護者、在籍校の生徒など、たくさんの応援が来ての実施となりました。

結果は、そちらに記載してありますように、参加した５０チーム中、女子は２１位、男子は１３位、総合は１５位でした。特に男子は、これまで８回大会があったわけですけれども、その中でベスト、最高タイムを出したので、東京都から特別賞をいただきました。本大会は大会新記録が多く出るなど、結構ハイペースなレース展開の状況だったわけですけれども、その中にあってもすばらしい成果をおさめたと考えております。本年度もインフルエンザの流行であるとか、けがなどで練習に思うように行けなかったりとか、当日もコンディションが整わない中、中学校の先生方の指導のもと、選手はみんなよく頑張ったと思います。

今後も校長会、各学校との連携によって、体力向上の一環としてこの取り組みに力を入れていきたいと思います。練習への取り組み方であるとか、全体のレベルアップを図っていくための工夫などもしながら、また生徒たちへの支援を充実させてまいりたいと思います。

最後に、３月１０日に解団式を予定しておりますが、江東ケーブルテレビで２月２６日から３月４日まで、２０分の特集番組として紹介されると伺っております。

報告は以上でございます。

眞貝委員長　雨の中、ご苦労さまでございました。去年は３位で、また順位を上げるということで頑張っていただきたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

眞貝委員長　報告を終了いたします。

これより協議事項に入ります。協議事項１につきましては、区議会及び関係諸機関の審議状況との関係がございますので、秘密会といたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

眞貝委員長　ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第１４条第１項の規定により、本審議を秘密会といたします。

それでは、協議事項１　通学区域の変更についてを議題といたします。本案について事務局より説明願います。

学務課長。

梅村学務課長　恐れ入ります、資料１０をごらん願います。通学区域の変更についてご説明をします。

初めに１ページの１、対象校ですが、平成３０年４月に開校いたします（仮称）第二有明小・中学校と有明小学校、深川第五中学校、有明中学校につきまして通学区域を変更いたします。

それでは、まず（仮称）第二有明小・中学校前期課程の通学区域についてご説明いたします。以下の説明では仮称は省略させていただきます。

初めに、資料の４ページをお開きいただけますでしょうか。こちらの地図の中では有明地区を中心としてお示しをしているものでございます。赤い実線で囲われた地域が現在の有明小学校の通学区域です。第二有明小・中学校前期課程の通学区域につきましては、有明一、二丁目は東京臨海新交通「ゆりかもめ」が通っている環２通りよりも西側の地区を通過区域といたします。また、湾岸通りよりも南の有明三、四丁目及び青海も第二有明小・中学校前期課程の通学区域といたします。この結果、地図上の赤い点線で示した地区が第二有明小・中学校前期課程の通学区域となります。

続いて、５ページをお開き願います。後期課程の通学区域図でございます。赤い実線で囲われた地域につきましては有明中学校の通学区域、青い実線の部分は現在の深川第五中学校の通学区域となっております。第二有明小・中学校後期課程の通学区域につきましては、有明、青海地区は前期課程と同様とし、これに加えまして、豊洲六丁目を現在の深川第五中学校の通学区域から、第二有明小・中学校後期課程の通学区域に変更いたします。地図上の赤い線で示した部分が第二有明小・中学校後期課程の通学区域となります。義務教育学校の通学区域は一般的に前期課程と後期課程が一致するものではございますが、第二有明小・中学校につきましては今後、児童生徒数の大幅な増が見込まれる一方で、私立中学校へ進学する方が多いという地域の特性も踏まえ、将来の児童生徒数のバランスを考慮し、後期課程の通学区域を前期課程よりも広く設定したところであります。

恐れ入りますが、資料の２ページをごらん願います。児童生徒数の将来推計でございます。上段に有明小学校と第二有明小・中学校前期課程について、開校前後での両校の児童生徒数の推計を掲載しております。現行欄は有明小学校のみで推移した場合の児童徒、学級数、通学区域変更後が第二有明小・中学校前期課程が平成３０年度に開校した場合の児童生徒数の推計となっております。同様に、深川第五中学校、有明中学校と、第二有明小・中学校後期課程についての児童数、学級数の推計も掲載しております。今回の通学区域の変更により、有明小学校、深川第五中学校、有明中学校の収容状況の改善が図れます。

恐れ入ります、資料の１ページにお戻りください。一番下の４、今後の予定ですが、本日のご協議の後、３月１０日の文教委員会でご協議をいただき、３月２８日の教育委員会におきまして規則改正の議案を提出する予定としております。

私の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

眞貝委員長　本案について質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

眞貝委員長　お諮りいたします。本案について承認することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

眞貝委員長　ご異議ございませんので、ご了承お願いします。

なお、本来秘密会の会議録につきましては、教育委員会会議規則で非開示とすることとなっておりますが、区議会の審議終了後、本審議会議録について、公開することといたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

眞貝委員長　ご異議ございませんので、会議録作成後、署名委員の署名が終了し、区議会の審議終了後、これを公開することといたします。

それでは、以上をもちまして平成２９年第１回江東区教育委員会臨時会を閉会といたします。皆様、大変お疲れさまでした。